

平成30年8月17日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察情報処理能力検定に関する訓令の制定について（例規通達）

対号 三重県警察情報処理能力検定に関する訓令の制定について（例規通達・平成27年12月15日（情）第65号）

三重県警察情報処理能力検定の運用については、対号通達に基づき、実施してきたところであるが、この度、三重県警察情報処理能力検定に関する訓令（平成6年三重県警察本部訓令第21号。以下「訓令」という。）を改正し、下記のとおり実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は、廃止する。

記

1 能力検定受験の奨励

三重県警察情報処理能力検定（以下「能力検定」という。）は、警察職員の情報処理能力の向上を図ることを目的に行うものであるから、所属長は、所属職員が情報処理技能の研さんと習熟に努め、積極的に受験するような環境醸成に配慮すること。

2 能力検定の受験資格

初級及び中級の能力検定については、受験資格を設けないが、上級の能力検定については、同検定の前年度までに中級を取得した者とする。

3 能力検定の実施（第4条関係）

- (1) 初級及び中級の能力検定は、年1回以上実施することとし、実施期日、実施場所、実施要領等の必要な事項は、別に定める。
- (2) 各級位の試験問題は、訓令に定められた知識及び技能の基準に従い、本通達の別表「試験項目」に基づき出題する。
- (3) 各級位の検定試験は、おおむね2時間20問で回答させるものとする。
- (4) 能力検定の合格基準は、各級とも60パーセント以上の正解とする。

4 能力検定の特例（第7条関係）

- (1) 上位の能力検定の級を取得した者は、下位の級を取得したものとみなす。

- (2) 能力検定の受験を希望する者が、専科教養又は各種講習会の修了した者等であって訓令に定める知識及び技能を有していると認められる場合には、所属長の情報処理能力検定推薦書（別記様式）による申請に基づき、三重県警察警務部長の推薦により、能力検定を行わずに当該級位に合格したものとする。
- (3) 異動、学校入校等により、他の警察機関が実施する情報処理能力検定において取得した級位については、三重県警察において同等の級位を取得したものとみなす。

5 人事記録カードへの記載

能力検定に合格し、級位を取得した警察職員について、三重県警察職員の人事記録に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第13号）に基づき、当該警察職員の人事記録カードに当該能力検定の種別、級位及び合格年月日を記載するものとする。

別表

試験項目

試験の項目	出題範囲		
	初級	中級	上級
1 情報処理における各種法令等に関する知識 (1) 個人情報の保護に関すること。 (2) 警察情報セキュリティポリシーに関すること。 (3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。 (4) その他関連法規に関すること。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
2 コンピュータシステムに関する知識 (1) ハードウェア、システムに関すること。 (2) ソフトウェアに関すること。 (3) ネットワークに関すること。 (4) データベースに関すること。 (5) 情報セキュリティに関すること。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
3 アプリケーションの利用に関する知識（オフィスツール）	○		
4 アプリケーションに関する知識（マークアップ言語、マクロ）・プログラミングに関する基礎的知識		○	
5 プログラミングに関する知識			○
6 システム開発及び管理に関する知識 (1) 設計に関すること。 (2) テストに関すること。 (3) 開発管理に関すること。 (4) システム監査に関すること。			○ ○ ○ ○

別記様式

年 月 日

三重県警察警務部長 殿

所 属 長 名

情報処理能力検定推薦書

級 位		氏 名	
係 名		生年月日	
階 級		職員番号	
推薦事由			